

都市建設常任委員会会議記録

日 時 平成28年11月24日(木曜日)

午前10時 1分 開議

場 所 水戸市議会 第1委員会室

午前10時44分 散会

付託事件

- (1) 平成27年陳情第2号
- (2) 所管事務調査

1 本日の会議に付した事件

(1) 陳情審査

- ① 平成27年陳情第2号 千波町字久保及び東久保地区の市道地盤沈下場所の恒久対策を求める陳情

(2) 報告事項

(第4回定例会提出予定案件)

- ① 市道路線の認定及び廃止に関することについて (建設計画課)
- ② 土地の取得に関することについて (道路建設課)
- ③ 水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関することについて (建築指導課)
- ④ 水戸市児童遊園に関することについて (公園緑地課)
- ⑤ 指定管理者の指定に関することについて (公園緑地課)

(3) その他

2 出席委員(7名)

委員長	安 藏	栄 君	副委員長	小 泉	康 二 君
委員	中 庭	次 男 君	委員	飯 田	正 美 君
委員	五 十	嵐 博 君	委員	高 橋	丈 夫 君
委員	松 本	勝 久 君			

3 欠席委員(なし)

4 委員外議員出席者(2名)

議長	村 田	進 洋 君	議員	小 川	勝 夫 君
----	-----	-------	----	-----	-------

5 説明のため出席した者の職, 氏名

副市長	秋 葉	宗 志 君			
建設部長	猿 田	佳 三 君	建設部技監	市 村	正 一 君
建設部技監兼 道路建設課長	弓 野	憲 一 君	建設部技監兼 河川都市排水 課長	大 和	直 文 君
建設部技監兼 建築課長	小 林	幸 夫 君	建設計画課長	大 森	幹 司 君

道路管理課長	木	村	勤	君	生活道路整備課長	安	達	茂	君
土木補修事務所長	大	山	裕己	君	内原建設事務所長	岡	田	紀治	君
都市計画部長	村	上	晴信	君	都市計画部副部長	小	川	喜実	君
都市計画部技監兼市街地整備課長	坏		貴之	君	都市計画部技監兼泉町周辺地区開発事務所長	加	藤	久人	君
都市計画課長	黒	澤	純一郎	君	公園緑地課長	上	田	航	君
住宅政策課長	和	田	宏	君					
下水道部長	小	林	夏海	君	下水道部参事兼下水道管理課長	白	田	敏範	君
下水道部技監	清	水	安隆	君	下水道整備課長	松	葉	光隆	君
6 事務局職員出席者									
議事係長	大	森	貴広	君	書記	石	田	一樹	君

午前10時 1分 開議

○安藏委員長 おはようございます。

定足数に達しておりますので、ただいまから都市建設委員会を開会します。

議事に先立ちまして、川崎技監兼建築指導課長、鶴山技監兼下水道施設管理事務所長が忌引のため欠席との連絡がありましたので、御報告をいたします。

この際、御報告をいたします。

本日一般傍聴人1名がお見えになりますので、よろしくお願いをいたします。

[傍聴人入室]

○安藏委員長 それでは、これより議事に入ります。

初めに、陳情審査を行います。

当委員会に付託され、継続審査となっております平成27年陳情第2号 千波町字久保及び東久保地区の市道地盤沈下場所の恒久対策を求める陳情を議題といたします。

それでは、本陳情につきまして、御意見等がございましたら発言を願います。

中庭委員。

○中庭委員 本陳情について、いくつか質問させていただきます。

1つは、今回のこの団地、分譲住宅の造成に当たりまして、分譲された住宅の皆さんが大変な地盤沈下で苦しんでいるということで、これは大問題だと思います。そして、住んでいる地権者の方はこの団地を分譲した業者を相手取って裁判も起こしているという状況になっております。

そこで、いくつか質問したいんですけども、1つはこの団地造成に当たって大量の残土が捨てられ、ここに埋め立てられたということでありました。それでこの開発行為の認可区域は9,877平米あるということで、ここに残土が盛られたということになっていますが、これは残土についての条例が適用になったのかどうかお答えいただきたいと思うんです。

○安藏委員長 あの、建築指導課長は忌引で休みなんですけれども、今の御発言は陳情に対する話とちょっと意味が違うような気がするんですけども。

○中庭委員 今回の開発で大量の土砂がここに埋められていたということですよ。そしてその結果ここに埋められた土地が地盤沈下をして、そして家が傾いちゃったという事態に今なっているんですよ。これは本来ならば都市計画法に基づいてきちんとした届け出がされなくちゃならないということなんですよ。だからその点でこの残土についての条例が適用されていないとすれば、適用しているのかしていないのか、今日は建築指導課長が来ていないので答える人がいないんですけども、ほかに答えられる人いないの、これは。担当課長がいない。だったら担当部長。担当部長はこれについてどういうふう考えるのか。

開発許可に基づいて行われた今度の土地の埋め立て、残土についてどのような条例が適用されているのか、いないのか、お答えいただきたい。いなければ部長が答えるということになっておりますので、部長さんに答えていただきたいと思います。

[発言する者あり]

○中庭委員 私の記憶では、去年の7月に高橋委員が残土についての条例が適用されているのかどうかとい

うことで質問したんですよ。それで建築指導課長が答えたんですよ。調べるとか何かいろいろ答えたんですけども、これについては課長がいなければ部長のほうから答弁願いたいと思うんです。

○安藏委員長 ちょっと、中庭委員さん。

先ほど申しましたように、今日、担当課長が欠席ということは申しました。そして今の問題は市道地盤沈下場所の恒久対策を求める陳情の部分と多少ずれがあるような気がするんですけども、その部分について……

今の問題ではほかの方から御意見がございましたら、何かありますか。

〔「陳情のことでいいの」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 だから中庭委員さんが言うのは、担当課長がいないので部長からの答弁ということですよ。

○中庭委員 そうです。

だって担当課長がいなかった場合は部長が答弁するという事になっているから、その点で部長が答弁してもらえれば。前も高橋委員が、去年の7月の都市建設委員会でこの問題、質問しましたよね。

○安藏委員長 ちょっと中庭委員さん、すみません。

松本委員、関連して質問をどうぞ。

○松本委員 これ残土についての条例というものは、私の感覚では総務環境委員会のほうの所管なのかなと思うんですけども、それに準じて都市計画は開発の許可をおろしていくという形になっているのかなというふうに私は思うんです。間違っていたらごめんなさい。

そして、今日のこの陳情第2号については道路の、水戸市道の地盤沈下の問題ですよ。この陳情の趣旨は。そうするとこの地盤沈下しているということが、これは現実にそうなんだろうと思うんですけども、これの調査をしているのは、何課がやっているんですか、今。地盤沈下は。これは市道だから建設部のほうですか。どこがやっているの。地盤沈下の調査というのは建設部のほうが所管で、民間業者とかあるいはどこかの測量屋さんとかやっているんだろうと思うんですけども、所管は建設部のほうでしょ。違うの。

○安藏委員長 木村道路管理課長。

○木村道路管理課長 ただいまの御質問にお答えします。

地盤のほうの沈下に関しましては、施工業者サイドのほうで定期的に現在も観測しております。押さえ盛り土を撤去したことによって、今最終観測をしております。12月でおおむね押さえ盛り土を撤去してから3カ月たちますので、そこで業者のほうから最終的な判断というか、沈下状況データの提出をされるという予定になっております。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 思い出した。のりを崩したんだっけ。崩してその後の調査が、地盤が沈下するかどうかということ調査するということだったんだね。そうすると今までの、あれから1カ月とか2カ月とかたっているかと思うんですけども、その業者さんのほうで調査をしている結果というのは、道路管理課のほうには報告というのは何らか入っているんですか。

○安藏委員長 木村課長。

○木村道路管理課長 ただいまの質問にお答えします。

現在計測中でありまして、集計したものはまだ届いておりませんが、12月には提出していただけるように連絡はしてあります。

○安藏委員長 松本委員。

○松本委員 そうすると、今のところは沈んでいるか現状維持かということは全然わからないということですね。それで、12月のいつのころを目安にその結果報告が上がってくると、今の課長のお話。

そうであれば、これはその調査結果が上がってから、当委員会としても判断すべきじゃないですか。

〔「そうだ」と呼ぶ者あり〕

○松本委員 採択するか不採択にするかということの問題になるでしょう、陳情だから。業者同士、民間同士の問題だから。ただ、今、中庭委員さんがおっしゃっているのは、開発許可をおろした水戸市の責任というようなことをおっしゃっているんだろうと思うんだけど、とりあえずその道路の調査結果が上がってから、また議論すべきだろうというふうに思いますが、いかがですか、皆さん。

○安藏委員長 はい、そのほかございましたら。

〔「質問があります」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 中庭委員。

○中庭委員 それは結果が出てからまた議論すべきだと思いますが、私はいくつかこの開発でいつも疑問があるんですよね。幾つかの問題点。1つは、都市計画法の開発許可では、盛り土が1メートル以上ある場合には擁壁を必要とするということになっているんですよね。しかし、今回の団地造成では、私が前質問しましたら、高さが一番高いところ、要するに一番低いところから一番高いところで8メートルあると。私たちが現地調査した一番端っこのA3という型のところが8メートル以上あるということで、この委員会で答弁がありました。

8メートルも高さがあるのかかわらず、あそこには見たら擁壁がないということは、これは都市計画法違反ではないかという疑いがあるんですけども、これについてはどう考えるのかお答えいただきたい。

この擁壁がないことによって、一番端っこの家の方はどんどん傾いて、マンホールが上がって、市道がどんどん歪んでしまったというのが、沈下してしまったというのが原因なので、その擁壁がないのはなぜなのか。それにもかかわらずなぜ開発許可がおりたのか、お答えいただきたいと思うんです。

○安藏委員長 ただいま中庭委員からお話がありました。

それらも含めまして……

〔「それを答えてほしい」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 いやいや、それらも含めまして今、御意見がありましたように……

○中庭委員 私が言っているのは、今日の委員会で私が質問しているんだから答弁をちゃんとしてほしい。私は答弁を求めているんです。

〔「担当課長が忌引だから」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 いや、だったら都市計画部長に答弁してもらいたい。都市計画部長はそのためにいるんだから。都市計画部長は単にここで座っているだけじゃないんだから。だって担当課長がいなければ部長が答えるということになっているわけですよ。だからこの問題を部長に答えてほしい。

8メートルの高さがあると言ったんですよ、一番高いところで。しかし、開発許可では1メートル以上あれば擁壁が必要だということはないんです、私たちが見に行った中で。

○安蔵委員長 小川都市計画部副部長。

○小川都市計画部副部長 ただいまの御質問につきましては、現在承知しておりませんので、今後確認いたしまして、次回以降報告したいと思います。

○安蔵委員長 中庭委員。

○中庭委員 じゃ、次回報告してほしいと思います。

私は結局そういう開発許可がきちんと調査もされず条件を満たしていないにもかかわらず、今回の開発許可が出てしまったという水戸市の責任は重大ではないかと思うので、よく次回に答弁していただきたい。

それから3番目は、道路が地盤沈下してしまったということで、後で報告するという事なんですけど、この北側ののり面、道路に面した北側ののり面について当然これは矢板など、要するに鉄板などを打ち込んでこれ以上もうずれない、地盤沈下しないという対策については水戸市はどのように業者と話合っているのか、お答えいただきたいと思います。

〔「業者が話し合っ、民で今話し合っている」と呼ぶ者あり〕

○中庭委員 いやいや、これは水戸市道の問題。要するに市道に認定された道路について地盤沈下してしまったわけですよ。それは結局きちんとした対応がされていないからなってしまった。それを防止するには、これ以上地盤沈下させないためには矢板が必要なんです。鉄板をきちんと道路側にずっと矢板を入れるということが地盤沈下の対策の一つの要になっているんですけども、これについて業者にこの問題について例えば協議、要望、あるいは要請したということがあったのかどうかお聞きしたい。

○安蔵委員長 木村課長。

○木村道路管理課長 ただいまの質問にお答えします。

北側の斜面、いわゆるのり面の保護ということに関しての御質問だと思うんですけども、こちらに関してはその前提で地盤調査関係を業者のほうが行っておりまして、12月の最終的な結果をいただいて検討という形をとりたいと思っています。

○安蔵委員長 中庭委員。

○中庭委員 私は今回なぜこんな地盤沈下が起きたのかと。住民の方が何千万円というお金を払いながらこんなことになってしまったのかというのは、やっぱり1つは残土についての条例が適用されていないと私は思うんです。従って何が埋められているかわからない。産業廃棄物も埋められている、がらなんかも大量に出ているということなんかも明らかになっているわけでありまして、そういう点では、私は水戸市の責任は重大だと思います。そしてこの今言った市道の問題についても、市道側に地盤沈下が起きているという問題についても矢板などの対策がされていないという点など、私はさまざまな問題点があると。そして盛り土についても1メートル以上あればきちんとした擁壁をつくるべきなのをつくっていないと。8メートルあるのに擁壁がないと。今回そういう問題もあるので、私は水戸市の行政責任というのは極めて重大だというふうに思いますので、是非この陳情については採択をしていただきたいというふうに思います。

○安蔵委員長 高橋委員。

○高橋委員 今、北海道から九州まで日本各地で地震が相次いでいますよね。それで、過日、福島県沖でかなり大きな地震が発生して、私も早朝大変大きな地震でびっくりしました。今このように地震が相次いでいる中で、先ほど松本委員が質問したように、今業者が調査をしていると。このような地震があつてまた地震のときに地盤が何センチ下がったのか、あるいはまた現状維持なのか、全然下がらないのか、それによって、データに基づいて私は正確に議論をしていくのが、やはり市民を守る本来のあり方ではないかと思うんです。ですから先ほど松本委員が言ったように業者の調査の結果が出るまで、来月また途中で大きな地震があるかもしれませんから、そういう動向を見ながら議論をするということで、私はこの問題については継続審査のほうがよろしいのではないかと思います。

○安藏委員長 そのほかございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは本陳情につきましては、引き続き継続審査にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 それでは御異議なしと認め、継続審査といたします。

なお、本陳情につきましては、当委員会から議長に対しまして閉会中継続審査の申し出を行うこととなりますので、御了承を願います。

以上で陳情審査を終わります。

次に、報告事項の説明に入ります。

本日は報告事項の(1)から(5)のとおり、第4回定例会に提出が予定されております案件について説明をいただきます。

なお、本件につきましては、本日は説明を行うにとどめ、質疑は付託後に行いたいと思いますので御了承を願います。

それでは、初めに市道路線の認定及び廃止に関することについて執行部から説明願います。

大森建設計画課長。

○大森建設計画課長 それでは、市道路線の認定及び廃止に関することにつきまして御説明申し上げます。

建設部建設計画課提出の資料を御参照願います。

今回は認定が16件、それから廃止が9件の合わせて25件となっております。

表紙を返していただき、1ページ目をお開き願います。

今回の市道の路線数及び延長の内訳でございますが、平成28年7月1日現在での路線数は、路線数7,533本、延長が226万4,632.01メートルでございます。今回の市道路線の認定及び廃止によりまして路線数が7本の増、延長で1,488.20メートルの増となりますので、路線総数が7,540本、総延長が226万6,120.21メートルとなります。

続きまして、2ページ目をごらんください。

市道認定路線などの内訳でございます。

今回の市道認定及び廃止でございますが、開発行為による帰属の路線の認定のほか、大手門や新ごみ処理

施設整備など、市の事業を進めるために必要な認定や廃止を行うものとなっております。

まず、認定でございますが、表の一番上から、開発行為による帰属が9本で延長が1,071.04メートル。寄附による市道路線の認定が1本で、延長が47.14メートル。再認定道路としまして5本で、1,271.54メートル。計画道路が1本で、1,673.90メートルとなっております。認定路線としては16本で4,063.62メートルの延長となっております。

次に、廃止でございますが9本で、延長が2,575.42メートルとなっております。

続きまして、3ページ目をお開き願います。

3ページ及び4ページにつきましては、今回市道路線を認定する路線につきまして、また、ページを返していただきまして5ページには廃止路線につきまして、路線名や起点、終点、延長、幅員などをお示ししてございます。

資料の7ページから最後の32ページ目までにつきましては、対象路線の位置図となっております。見開きで位置図につきましては左側の奇数ページに道路の認定路線図、右側の偶数ページに詳細図のほうをお示ししてございます。

以上、御説明させていただきました案件につきましては、第4回市議会定例会に議案として提出してまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、土地の取得に関することについて説明願います。

弓野技監兼道路建設課長。

○弓野建設部技監兼道路建設課長 それでは土地の取得に関することにつきまして、建設部道路建設課提出の資料に基づきまして説明をさせていただきます。

水戸市土地開発公社の解散に伴いまして、都市計画道路3・3・2号中大野中河内線用地として土地を取得するものでございます。

1の土地の表示としまして、水戸市見川5丁目253番16ほか15筆です。地目につきましては、宅地、畑、山林、原野でございます。面積が8,771.27平方メートルです。

2の取得価格でございますが、7億8,488万6,492円でございます。

3の契約相手方につきましては、水戸市土地開発公社理事長、田尻充でございます。

2ページの位置図をごらんいただきます。

丸で囲まれました黒塗りの部分が用地取得箇所でございます。

3ページをごらんください。

用地取得箇所として拡大してあります。黒色の部分が今回の用地取得箇所でございます。

以上、説明させていただきました案件につきましては、第4回定例会に議案として提出したいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関することについて説明願います。

小川都市計画部副部長。

○小川都市計画部副部長 都市計画部建築指導課提出の資料によりまして、水戸市地区計画の区域内における建築物の制限に関することについて御説明をいたします。

1の改正理由でございますが、本市では中心市街地の良好なまちづくりを推進するため、泉町北地区及び水戸駅前三の丸地区において、市街地再開発事業にあわせ地区計画を都市計画に定めたところでございます。これに伴いまして、当該地区における建築物の適正な規制、誘導を図るため、水戸市地区計画区域内における建築物の制限に関する条例を改正するものでございます。

次に、2の改正内容につきましては、新旧対照表で御説明をいたします。

3ページをお開き願います。

別表第1の地区整備計画の区域に、泉町北地区地区整備計画区域及び水戸駅前三の丸地区地区整備計画区域を追加いたします。

別表第2に、当該地区の建築物の用途の制限に関する規定を追加いたします。

ページを返していただきまして、泉町北地区、水戸駅前三の丸地区につきまして、それぞれアからカまでに掲げる用途の建築物を建築してはならないことといたします。

別表第3に、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最高限度について両地区とも10分の60とする規定を追加いたします。

別表第4に、建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度に関する規定を追加いたします。ページを返していただきまして、泉町北地区につきましては10分の15、水戸駅前三の丸地区につきましては10分の20といたします。

別表第5に、建築物の建築面積の敷地面積に対する割合の最高限度について、両地区とも10分の8とする規定を追加いたします。

次に7ページの別表第7に、建築物の建築面積の最低限度について、両地区とも200平方メートルとする規定を追加いたします。

別表第8に、建築物の壁面の位置の制限に関する規定を追加いたします。ページを返していただきまして、泉町北地区につきましては、外壁等の面から道路境界線までの距離を2メートル以上とします。ただし、(1)から(3)までに掲げる建築物等につきましては適応除外といたします。

水戸駅前三の丸地区につきましては、外壁等の面から都市計画道路3・5・17号水戸駅赤塚線の道路境界線までの距離を1メートル以上、市道上市266号線及び267号線の道路境界線までの距離を2メートル以上といたします。ただし、(1)及び(2)に掲げる建築物等については適応除外といたします。

別表第9に、水戸駅前三の丸地区について建築物の高さの最高限度を60メートルとする規定を追加いたします。

次に2ページにお戻りいただきまして、3の施行期日につきましては、公布の日とするものでございます。

なお、10ページには本条例の根拠となる建築基準法の参照条文を添付しておりますので、御参照いただきますようお願いいたします。

本件につきましては、12月の第4回水戸市議会定例会に議案として提出する予定でございますので、よろしくお願いをいたします。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、水戸市児童遊園に関することについて説明をお願いします。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 それでは、お手元にお配りしてございます公園緑地課提出の資料、水戸市児童遊園に関することについて御説明いたします。

1の改正理由といたしましては、開発行為による帰属手続の完了に伴い、その児童遊園2カ所を新たに条例に追加するためでございます。

次に、2の改正内容といたしましては、お手数ですが2ページをお開き願います。新旧対照表になってございます。

この表につきましては、左の欄が現行で、右の欄が改正案となっております。改正案の表の中で網掛け部分の名称の欄に、水戸市酒門町東原第4児童遊園、位置の欄に水戸市酒門町2980番の44と追加するものです。他の1カ所についても同様でございます。

2カ所の施設の概要につきましては、3ページから6ページに位置図、平面図を添付してございますので御参照いただきますようお願いいたします。

ページを1ページにお戻し願ひまして、最後に3の施行期日といたしまして、平成29年1月1日からとしております。

参考といたしまして、現在の児童遊園数は244カ所となっております。今回追加の2カ所を合わせますと246カ所になる見込みでございます。

また、児童遊園の総面積につきましては、これまでの8万1,538.37平米に対しまして、今回追加します835.42平米を合わせますと、8万2,373.79平米になる見込みでございます。

以上、説明をさせていただきました本件の水戸市児童遊園に関することにつきましては、12月の第4回市議会定例会に議案として提出する予定でございますので、よろしく願ひいたします。

説明は以上です。

○安藏委員長 次に、指定管理者の指定に関することについて説明をお願いします。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 続きまして、お手元にお配りしてございます公園緑地課提出の資料、指定管理者の指定に関することについて御説明いたします。

1の理由といたしましては、公園緑地課による公園整備の完了に伴い、1カ所の都市公園と、先ほど御説明させていただきました、帰属による2カ所の児童遊園を追加指定するためでございます。

次に、2の管理を行わせる公の施設の名称でございます。

(1)の都市公園としまして、河和田街区公園。(2)の児童遊園といたしまして、アの水戸市酒門町東原第4児童遊園及びイの水戸市中丸町新切児童遊園の2カ所でございます。

3の指定管理者となる団体の名称は、一般財団法人水戸市公園協会でございます。

4の指定の期間は、平成29年1月1日から平成33年3月31日まででございます。

以上、説明させていただきました本件の指定管理者の指定に関することにつきましては、12月の第4回

市議会定例会に議案として提出する予定でございますので、よろしくお願いたします。

以上でございます。

○安藏委員長 以上で第4回定例会提出予定案件の説明は終わりました。

もし資料請求がございましたらお願いします。

中庭委員。

○中庭委員 市道路線の認定及び廃止についてなんですが、11ページに酒門358号線があります。これは11月8日に都市建設委員会に説明がありましたが、新ごみ処理施設のアクセス道路としてつくるんだと言っておりました。

そこで資料請求は、1つはこの道路に関する地権者というのは何人ぐらいいらっしゃるのか。それから2つ目は、ここにどのぐらいの家屋があるのかという点ですね。それから3つ目は、ここができればいわゆるごみを運ぶ車、清掃工場にごみを運ぶ車が何台ぐらい一日に往復で通るのかということです。それから11月8日の委員会では、道路建設の目的として渋滞解決と渋滞緩和というもの一つ出ておりました。そうすると一日に何台くらいここを一般車両が通るのかという点についてお答えいただきたい。

それから、もう一つは、実は22日ですか、一昨日、地元の説明会がありました。その説明会にうちの議員も出て傍聴したんですが、聞きましたら40人ぐらい集まったと。かなり反対の意見も出されたということでありました。この住宅地を分断するような、こういう道路をつくるのはいかがなものかという非常に厳しい意見も出されました。そこで出された意見の中では、県道中石崎線と内原塩崎線の整備をすれば、この道路は必要ないんじゃないかということなんですが、これについてどのようなことで、整備しないで今回の道路をつくることについての水戸市の考え方についてもきちんと文書で出していきたいと思えます。

〔発言する者あり〕

○中庭委員 そうです。だから私は資料の請求として今のことを要求しておりますので、当然この資料請求、委員会で審議するときに出されると思うので、きっちり出していきたいと思えます。

○安藏委員長 ただいま中庭委員から資料請求の話がございましたけれども、前段の部分と後段の部分で多分内容が違うと思えますが……

○中庭委員 同じだよ。同じに言ったんだよ。

○安藏委員長 どうですか。

この資料に対しまして、そのようなことでよろしいですか。

○中庭委員 私4つ言ったんですよ。

○安藏委員長 だから、前段の部分と後半の部分ちょっと意味が違うと私聞いたんですけども、前段の部分の資料請求の部分は……

○中庭委員 だって地権者の数だとかその……

○安藏委員長 もちろん、それは前段の部分です。ただ、後半の部分の道路云々の話は、それは資料請求……

○中庭委員 何でそっちを整備しないでこっちを整備するのかと、その意味を……

○安藏委員長 だから、それは質問の趣旨が違うと思うので、資料請求の部分で、よろしいですかね。

〔「最初の部分だけね」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 はい、それではそういうことで、よろしいですか。

それでは、付託後に開催されます委員会に資料提出をお願いしたいと思います。

○中庭委員 委員長、もう一つね。

この道路をつくるに当たっての事業スケジュールというのはどんなスケジュールを考えているのか。

市道認定が12月議会で行われるということで地元説明会がありました。そうなればこのあと測量だとか、あるいは多分道路の詳細設計だとか、何ていうんですかね、あとは買収だとかあると思うんですよ。

[発言する者あり]

○中庭委員 いや、だからそういうスケジュールを私は出してほしいと。

[発言する者あり]

○中庭委員 いや、だからこれは地元の説明会では出ているわけですよ。出ているんだよ。だからそういう点できちんと委員会にも、私は出すべきだと思います。

○安藏委員長 委員会の質疑でやってください。資料提出は意味が違うと思うんで。資料提出じゃなくて質疑で。

○中庭委員 いや、質疑じゃなくて、だってちゃんとした文書で出しているわけでしょう。今まで地元の皆さんには、出しているんですよ。22日も出したでしょう。その資料を出してほしいと。どういうスケジュールで今後やっていくのか、それでいつごろ完成するのかと出しているわけだから。それを出してほしいと思うんです。別に何も秘密じゃないでしょう。

○安藏委員長 ほかの委員さん、どうですか。

[「ありません、別に」と呼ぶ者あり]

○安藏委員長 いいですか。それではそのようにさせていただきます。

次に、この際、執行部から資料が提出されておりますので、説明願います。

なお、本件につきましても第4回定例会に提出が予定されている案件でございますことから、本日は説明を行うにとどめたいと思いますので、御了承を願います。

上田公園緑地課長。

○上田公園緑地課長 それではお手元の資料、水戸市都市公園に関することにつきまして御説明いたします。

水戸市都市公園に関することにつきましては、有料公園施設における体育施設の利用に関する改正となるため、本日の総務環境委員会において市民協働部体育施設整備課により報告がなされることとなっております。

それではお手元にお配りしてございます資料を御参照願います。

1の改正理由でございます。

現在、青柳公園において市民プール及び合宿所等の解体工事を進めるとともに、総合運動公園体育館においてアリーナへの空調設備の設置工事を進めております。それらの工事に伴いまして水戸市都市公園条例の改正が必要なため、関係規定の整備を行うものでございます。

2の改正内容でございます。

3ページ以降の新旧対照表をごらん願います。

初めに、3ページの有料公園施設を記載した別表第1、3ページ下段から4ページにかけての有料公園施設の利用期間、利用時間等を記載した別表第2、4ページ下段から8ページにかけての利用料金の額を施設ごとに記載した別表第5につきまして、それぞれ青柳公園の市民プール及び合宿所に係る規定を削除するとともに、備考欄の文言の整理を行うものでございます。

また、8ページ下段から9ページにかけての青柳公園及び総合運動公園体育館の利用料金の額を記載した別表第6につきまして、アリーナの利用料金に実費相当額を加算する場合について、空調設備を利用する場合の利用料金を追加するものでございます。

1ページにお戻り願います。

3の施行期日につきましては、公布の日から施行することとし、ただし、総合運動公園体育館のアリーナの空調設備に係る改正規定につきましては、規則で定める日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。

○安藏委員長 次に、その他に入ります。

何かございましたら、どうぞ発言を願います。

〔「ありません」と呼ぶ者あり〕

○安藏委員長 ございませんか。

それでは、ないようですので、以上をもちまして本日の都市建設委員会を散会します。

御苦労さまでした。

午前10時44分 散会